

○内閣府令第 号

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百二条第二項及び第二百六十四条第一項並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第百二十九条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第一条 特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の

規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう
うに改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
。

改正後	改正前
(定義) 第二条 「略」 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一〇十 略」 十一 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。 十二 使用権資産 リースの対象となる資産を使用する権利をいう。 十三 ファイナンス・リース 契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。次号及び第二十二条において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。 十四 所有権移転ファイナンス・リース ファイナンス・リースのうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。	(定義) 第二条 「同上」 2 「同上」 「一〇十 同上」 十一 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。 「号を加える。」 「号を加える。」 「号を加える。」 「号を加える。」

十五 所有権移転外ファイナンス・リース ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。	「号を加える。」
(金融商品に関する注記) 第八条の二 金融商品に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。	(金融商品に関する注記) 第八条の二 「同上」
一 「略」 二 金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する事項	一 「同上」 二 金融商品の時価に関する事項
(賃貸等不動産に関する注記) 第八条の三 賃貸等不動産に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。以下この条において同じ。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあっては、第一号に掲げる事項を注記すれば足りる。	(賃貸等不動産に関する注記) 第八条の三 賃貸等不動産に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。
「一・二 略」	「一・二 同上」
(資産の内容) 第十七条 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。	(資産の内容) 第十七条 「同上」
一 次に掲げる資産 流動資産 「イ〜ハ 略」	一 「同上」 「イ〜ハ 同上」

ニ 所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの ホ 所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの ヘ タ 「略」	「号の細分を加える。」
二 次に掲げる資産 有形固定資産 「イ」チ 略 リ 使用权資産（リースの対象となる資産がイからホまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）	ニ カ 「同上」 二 「同上」 「イ」チ 同上 「号の細分を加える。」
ヌ 「略」 三 次に掲げる資産 無形固定資産 「イ」チ 略 リ 使用权資産（リースの対象となる資産がイからホまで、ト、チ及びヌに掲げるものである場合に限る。）	リ 「同上」 三 「同上」 「イ」チ 同上 「号の細分を加える。」
ヌ 「略」 四 次に掲げる資産 投資その他の資産 「イ」ニ 略	リ 「同上」 四 「同上」 「イ」ニ 同上

ホ 所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち 第一号二に掲げるものの以外のもの	ヘ 所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産 のうち第一号ホに掲げるものの以外のもの	ト 使用権資産（リースの対象となる資産がチ及びリに掲げるも のである場合に限る。）	チ・リ 〔略〕	五 〔略〕	（リースに関する注記） 第二十二條 リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に 応じ、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とす る。ただし、金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同 条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならぬ受 託信託会社等以外の受託信託会社等は、これらの事項の注記を要し ない。	一 借手である場合 次に掲げる事項 イ 会計方針に関する情報 ロ リース特有の取引に関する情報 ハ 当該計算期間及び翌計算期間以降のリースの金額を理解する ための情報 ニ 貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する 権利を設定する者をいう。）である場合 次に掲げる事項
---	--	--	--------------------	------------------	---	--

〔号の細分を加える。〕	〔号の細分を加える。〕	〔号の細分を加える。〕	ホ・ヘ 〔同上〕	五 〔同上〕	（リースにより使用する固定資産に関する注記） 第二十二條 リースにより使用する固定資産に関する事項であつて、 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づ く期間の中途において当該リース契約を解除することができないも の又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使 用する物件をいう。以下この条において同じ。）の借主が、当該リ ース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することがで き、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に 負担することとなるものをいう。以下この条において同じ。）の借 主である受託信託会社等が当該ファイナンス・リース取引について 通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合に おけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。） に関する事項は、注記しなければならない。この場合において、当 該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件
--------------------	--------------------	--------------------	---------------------	-------------------	---

イ リース特有の取引に関する情報	ロ 当該計算期間及び翌計算期間以降のリースの金額を理解するための情報	2 前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リースの借手である受託信託会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この項において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含むことを妨げない。 一 当該計算期間の末日における取得原価相当額 二 当該計算期間の末日における減価償却累計額相当額 三 当該計算期間の末日における未経過リース料相当額 四 前三号に掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項
（負債の内容）	第二十六条 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。	（負債の内容）
一 次に掲げる負債 流動負債	「イ」ホ 略	一 「同上」
ヘ リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの	「イ」ホ 略	「号の細分を加える。」
ト・チ 「略」		「ト」 「同上」
		について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。 一 当該計算期間の末日における信託価額相当額 二 当該計算期間の末日における減価償却累計額相当額 三 当該計算期間の末日における未経過リース料相当額 四 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

二 次に掲げる負債 固定負債 「イ」ハ 略 ニ リース負債のうち、前号へに掲げるもの以外のもの ホ 資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの ヘ 「略」	二 「同上」 「イ」ハ 同上 「号の細分を加える。」 ニ 資産除去債務のうち、前号へに掲げるもの以外のもの ホ 「同上」
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(投資信託財産の計算に関する規則の一部改正)

第二条 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第二条 「略」 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一〇十一 略」 十二 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。 十三 「略」 十四 使用権資産 リースの対象となる資産を使用する権利をいう。 十五 ファイナンス・リース 契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。次号及び第五十五条の八の二において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。 十六 所有権移転ファイナンス・リース ファイナンス・リースのうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有	(定義) 第二条 「同上」 2 「同上」 「一〇十一 同上」 十二 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。 十三 「同上」 「号を加える。」 「号を加える。」 「号を加える。」

権が借手に移転すると認められるものをいう。

十七 所有権移転外ファイナンス・リース ファイナンス・リースのうち、所有権移転外ファイナンス・リース以外のものをいう。

(資産の部の区分)

第十二条 「略」

2 「略」

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

「イ」ハ 略

ニ 所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ 所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ヘ」ヌ 「略」

二 次に掲げる資産 有形固定資産

「号を加える。」

(資産の部の区分)

第十二条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

「イ」ハ 同上

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

ニ」チ 「同上」

二 「同上」

「イゝへ 略」 ト 使用権資産（リースの対象となる資産がイからホまで及びチに掲げるものである場合に限る。）	「イゝへ 同上」 「号の細分を加える。」
チ 「略」 三 次に掲げる資産 無形固定資産	ト 「同上」
イ 「略」 ロ 使用権資産（リースの対象となる資産がイ及びハに掲げるものである場合に限る。）	三 「同上」 イ 「同上」 「号の細分を加える。」
ハ 「略」	ロ 「同上」
四 次に掲げる資産 投資その他の資産 「イゝハ 略」	四 「同上」 「イゝハ 同上」
ニ 所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち第一号二に掲げるものの以外のもの	「号の細分を加える。」
ホ 所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるものの以外のもの	「号の細分を加える。」
ヘ 使用権資産（リースの対象となる資産がト及びチに掲げるものである場合に限る。）	「号の細分を加える。」
ト・チ 「略」	ニ・ホ 「同上」
五 「略」	五 「同上」
（負債の部の区分） 第十九条 「略」 2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものと	（負債の部の区分） 第十九条 「同上」 2 「同上」

する。

一 次に掲げる負債 流動負債

「イ」ホ 略

「エ」 リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの

ト・チ 略

二 次に掲げる負債 固定負債

「イ」ハ 略

「ニ」 リース負債のうち、前号へに掲げるもの以外のもの

「ホ」 資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの

「ヘ」 略

(注記表の区分)

第五十五条の三 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

「一」九 略

「十」 リースに関する注記

「十一」十六 略

(リースに関する注記)

第五十五条の八の二 リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。ただし、金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければな

一 「同上」

「イ」ホ 同上

「エ」 号の細分を加える。」

「ト・チ」 同上

二 「同上」

「イ」ハ 同上

「ニ」 号の細分を加える。」

「ホ」 資産除去債務のうち、前号ヘに掲げるもの以外のもの

「ヘ」 同上

(注記表の区分)

第五十五条の三 「同上」

「一」九 同上

「十」 号を加える。」

「十一」十五 同上

「条を加える。」

らない投資信託委託会社以外の投資信託委託会社は、これらの事項の注記を要しない。

一 借手である場合 次に掲げる事項

イ 会計方針に関する情報

ロ リース特有の取引に関する情報

ハ 当該計算期間及び翌計算期間以降のリースの金額を理解するための情報

二 貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する者をいう。）である場合 次に掲げる事項

イ リース特有の取引に関する情報

ロ 当該計算期間及び翌計算期間以降のリースの金額を理解するための情報

2

前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リースの借手である投資信託委託会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この項において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。

一 当該計算期間の末日における取得原価相当額

二 当該計算期間の末日における減価償却累計額相当額

三 当該計算期間の末日における未経過リース料相当額

四 前三号に掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項 (金融商品に関する注記) <u>第五十五条の八の三</u> 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。 一 [略] 二 金融商品（リース負債を除く。）の時価に関する事項 (賃貸等不動産に関する注記) <u>第五十五条の八の四</u> 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。以下この条において同じ。）とする。 。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあつては、第一号に掲げるものとする。 [一・二 略]	(金融商品に関する注記) <u>第五十五条の八の二</u> [同上] 一 [同上] 二 金融商品の時価に関する事項 (賃貸等不動産に関する注記) <u>第五十五条の八の三</u> 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。 [一・二 同上]
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

(特定目的会社の計算に関する規則の一部改正)

第三条 特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。
。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第二条 「略」 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一〇十五 略」 十六 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。 十七 使用権資産 リースの対象となる資産を使用する権利をいう。 十八 ファイナンス・リース 契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。次号及び第五十七条において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。 十九 所有権移転ファイナンス・リース ファイナンス・リースのうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所有権が借手に移転すると認められるものをいう。	(定義) 第二条 「同上」 2 「同上」 「一〇十五 同上」 十六 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。 「号を加える。」 「号を加える。」 「号を加える。」 「号を加える。」

二十 所有権移転外ファイナンス・リース ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。

(資産の内容)

第二十七条 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

「イ」ハ 略

二 所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ 所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

「イ」タ 略

二 次に掲げる資産（イからトまで及びリに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。） 有形固定資産

「イ」チ 略

リ 使用権資産（リースの対象となる資産がイからトまで及びヌ

「号を加える。」

(資産の内容)

第二十七条 「同上」

一 「同上」

「イ」ハ 同上

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「イ」カ 同上

二 次に掲げる資産（ただし、イからトまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。） 有形固定資産

「イ」チ 同上

「号の細分を加える。」

に掲げるものである場合に限る。)	
ヌ 「略」	
三 次に掲げる資産 無形固定資産	
「イゝチ 略」	
リ 使用権資産（リースの対象となる資産がイからホまで、ト、チ及びヌに掲げるものである場合に限る。）	
ヌ 「略」	
四 次に掲げる資産 投資その他の資産	
「イゝニ 略」	
ホ 所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち第一号二に掲げるものの以外のも	
へ 所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるものの以外のも	
ト 使用権資産（リースの対象となる資産がチ及びリに掲げるものである場合に限る。）	
チ・リ 「略」	
五 「略」	
2 「略」	
(負債の内容)	
第二十九条 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。	
一 次に掲げる負債 流動負債	
リ 「同上」	
三 「同上」	
「イゝチ 同上」	
「号の細分を加える。」	
リ 「同上」	
四 「同上」	
「イゝニ 同上」	
「号の細分を加える。」	
「号の細分を加える。」	
「号の細分を加える。」	
ホ・へ 「同上」	
五 「同上」	
2 「同上」	
(負債の内容)	
第二十九条 「同上」	
一 「同上」	

「イ」リ 略」

㉔ リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの
ル・ヲ 「略」

二 次に掲げる負債 固定負債

「イ」ニ 略」

ホ リース負債のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの
ヘ 資産除去債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの
ト 「略」

(注記表の区分)

第四十九条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

「一」十一 略」

十二 リースに関する注記

「十三」十九 略」

(リースに関する注記)

第五十七条 リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。ただし、金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない特定目的会社以外の特定目的会社は、これらの事項の注記を要しない。

「イ」リ 同上」

㉔ 号の細分を加える。
ヌ・ル 「同上」

二 「同上」

「イ」ニ 同上」

ホ 号の細分を加える。
ヘ 資産除去債務のうち、前号ヌに掲げるもの以外のもの
ト 「同上」

(注記表の区分)

第四十九条 「同上」

「一」十一 同上」

十二 リースにより使用する固定資産に関する注記

「十三」十九 同上」

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

第五十七条 リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引(リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件(当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。)の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、か

一 借手である場合 次に掲げる事項 イ 会計方針に関する情報 ロ リース特有の取引に関する情報 ハ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報	二 貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する者をいう。）である場合 次に掲げる事項 イ リース特有の取引に関する情報 ロ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報	2 前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リースの借手である特定目的会社が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この項において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。 一 当該事業年度の末日における取得原価相当額 二 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額 三 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額 四 前三号に掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項	3 前二項に掲げる事項については、特定資産の部に表示されたもの
--	---	---	--

つ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下この条において同じ。）の借主である特定目的会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

- 一 当該事業年度の末日における取得原価相当額
 - 二 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
 - 三 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項
- 2 前項に掲げる事項については、特定資産の部に表示されたものとその他の資産の部に表示されたものとを区分して表示しなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	とその他の資産の部に表示されたものとを区分して表示しなければならない。 (金融商品に関する注記) 第五十七条の二 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。)とする。 一 「略」 二 金融商品(リース負債を除く。)の時価に関する事項 (賃貸等不動産に関する注記) 第五十七条の三 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。以下この条において同じ。)とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあっては、第一号に掲げるものとする。 「一・二 略」 (金融商品に関する注記) 第五十七条の二 「同上」 一 「同上」 二 金融商品の時価に関する事項 (賃貸等不動産に関する注記) 第五十七条の三 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。)とする。 「一・二 同上」
---	---

（投資法人の計算に関する規則の一部改正）

第四条 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(定義) 第二条 「略」 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一〇二十六 略」 二十七 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有し、又はリースにより使用する権利を有する不動産をいう。 「二十八〇三十一 略」 三十二 使用権資産 リースの対象となる資産を使用する権利をいう。 三十三 ファイナンス・リース 契約期間の中途において解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を取得する者をいう。次号及び第六十六条において同じ。）が、当該リースの対象となる資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができるか、かつ、当該資産の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。 三十四 所有権移転ファイナンス・リース ファイナンス・リースのうち、契約上の諸条件に照らしてリースの対象となる資産の所	(定義) 第二条 「同上」 2 「同上」 「一〇二十六 同上」 二十七 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。 「二十八〇三十一 同上」 「号を加える。」 「号を加える。」 「号を加える。」

有権が借手に移転すると認められるものをいう。

三十五 所有権移転ファイナンス・リース ファイナンス・リースのうち、所有権移転ファイナンス・リース以外のものをいう。

(資産の部の区分)

第三十七条 [略]

2 [略]

3 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

「イ」ハ 略

ニ 所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ホ 所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので一年内に期限が到来するもの

ヘ」ヌ [略]

二 次に掲げる資産（イからホまで及びトに掲げる資産については

「号を加える。」

(資産の部の区分)

第三十七条 [同上]

2 [同上]

3 [同上]

一 [同上]

「イ」ハ 同上

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

ニ」チ [同上]

二 次に掲げる資産（ただし、イからホまでに掲げる資産については

、営業の用に供するものに限る。） 有形固定資産 「イ〜へ 略」 ト 使用権資産（リースの対象となる資産がイからホまで及びチに掲げるものである場合に限る。） チ 略 三 次に掲げる資産 無形固定資産 「イ・ロ 略」 ハ 使用権資産（リースの対象となる資産がイ及びニに掲げるものである場合に限る。） ニ 略 四 次に掲げる資産 投資その他の資産 「イ〜ニ 略」 ホ 所有権移転ファイナンス・リースにおけるリース債権のうち第一号ニに掲げるものの以外のもの ヘ 所有権移転外ファイナンス・リースにおけるリース投資資産のうち第一号ホに掲げるものの以外のもの ト 使用権資産（リースの対象となる資産がチ及びリに掲げるものである場合に限る。） チ・リ 略 五 略 4 略 （負債の部の区分）	は、営業の用に供するものに限る。） 有形固定資産 「イ〜へ 同上」 「号の細分を加える。」 ト 同上 三 同上 「イ・ロ 同上」 「号の細分を加える。」 ハ 同上 四 同上 「イ〜ニ 同上」 「号の細分を加える。」 「号の細分を加える。」 「号の細分を加える。」 ホ・ヘ 同上 五 同上 4 同上 （負債の部の区分）
---	---

第三十八条 「略」

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる負債 流動負債

「イ」へ 略」

ト リース負債のうち、一年内に期限が到来するもの

チ・リ 「略」

二 次に掲げる負債 固定負債

「イ」ホ 略」

ヘ リース負債のうち、前号トに掲げるもの以外のもの

ト 資産除去債務のうち、前号チに掲げるもの以外のもの

チ 「略」

(注記表の区分)

第五十八条 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

「一」十一 略」

十二 リースに関する注記

「十三」二十 略」

(リースに関する注記)

第六十六条 リースに関する注記は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める事項(重要性の乏しいものを除く。)とす

第三十八条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

「イ」へ 同上」

「号の細分を加える。」

ト・チ 「同上」

二 「同上」

「イ」ホ 同上」

「号の細分を加える。」

ヘ 資産除去債務のうち、前号トに掲げるもの以外のもの

ト 「同上」

(注記表の区分)

第五十八条 「同上」

「一」十一 同上」

十二 リースにより使用する固定資産に関する注記

「十三」二十 同上」

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

第六十六条 リースにより使用する固定資産に関する注記は、ファイナンス・リース取引(リース取引のうち、リース契約に基づく期間

る。ただし、金融商品取引法第二十四条第五項において準用する同条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない投資法人以外の投資法人は、これらの事項の注記を要しない。

一 借手である場合 次に掲げる事項

イ 会計方針に関する情報

ロ リース特有の取引に関する情報

ハ 当該営業期間及び翌営業期間以降のリースの金額を理解するための情報

二 貸手（リースの当事者のうち、その対象となる資産を使用する権利を設定する者をいう。）である場合 次に掲げる事項

イ リース特有の取引に関する情報

ロ 当該営業期間及び翌営業期間以降のリースの金額を理解するための情報

2

前項の規定にかかわらず、ファイナンス・リースの借手である投資法人が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合におけるリースに関する注記は、リースの対象となる資産（固定資産に限る。以下この項において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該資産の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各資産について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべき資産に関する事項）を含めることを妨げない。

一 当該営業期間の末日における取得原価相当額

二 当該営業期間の末日における減価償却累計額相当額

の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下この条において同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下この条において同じ。）の借主である投資法人が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下この条において同じ。）に関する事項とする。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めることを妨げない。

一 当該営業期間の末日における取得原価相当額

二 当該営業期間の末日における減価償却累計額相当額

三 当該営業期間の末日における未経過リース料相当額

四 前三号に掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	三 当該営業期間の末日における未経過リース料相当額 四 前三号に掲げるもののほか、当該資産に係る重要な事項 (金融商品に関する注記) 第六十六条の二 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。)とする。 一 「略」 二 金融商品(リース負債を除く。)の時価に関する事項 (賃貸等不動産に関する注記) 第六十六条の三 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。以下この条において同じ。)とする。ただし、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合にあつては、第一号に掲げるものとする。 「一・二 略」	(金融商品に関する注記) 第六十六条の二 「同上」 一 「同上」 二 金融商品の時価に関する事項 (賃貸等不動産に関する注記) 第六十六条の三 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの(重要性の乏しいものを除く。)とする。 「一・二 同上」

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特定目的信託財産の計算に関する規則（以下この条において「新特定目的信託財産計算規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に開始する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する計算期間に係るものについては、新特定目的信託財産計算規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により計算書類に初めて新特定目的信託財産計算規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新特定目的信託財産計算規則第七条の二第四号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一 新特定目的信託財産計算規則の規定を適用して計算書類を作成する最初の計算期間（次号において「

適用初期間」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の加重平均後の追加借入利率で割り引いた適用初期間の前計算期間の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初期間の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の投資信託財産の計算に関する規則（以下この条において「新投資信託財産計算規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に開始する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する計算期間に係るものについては、新投資信託財産計算規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により計算書類に初めて新投資信託財産計算規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新投資信託財産計算規則第五十五条の五の二第四号に掲げる事項に代えて

、次に掲げる事項を注記することができる。

一 新投資信託財産計算規則の規定を適用して計算書類を作成する最初の計算期間（次号において「適用初期間」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の加重平均後の追加借入利率で割り引いた適用初期間の前計算期間の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初期間の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の特定目的会社の計算に関する規則（以下この条において「新特定目的会社計算規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、新特定目的会社計算規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により計算書類に初めて新特定目的会社計算規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新特定目的会社計算規則第五十二条の二第四号イに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一 新特定目的会社計算規則の規定を適用して計算書類を作成する最初の事業年度（次号において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の加重平均後の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

（投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則（以下この条において「新投資法人計算規則」という。）の規定は、令和九年四月一日以後に開始する営業期間に係る計算書類について適用し、同日前に開始する営業期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後

に開始する営業期間に係るものについては、新投資法人計算規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により計算書類に初めて新投資法人計算規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新投資法人計算規則第六十一条の二第四号イに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一 新投資法人計算規則の規定を適用して計算書類を作成する最初の営業期間（次号において「適用初期間」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の加重平均後の追加借入利率で割り引いた適用初期間の前営業期間の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初期間の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明